

所管部課		健幸福祉部 保険年金課		部長		加藤 泰正	
件 名		東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項			2 報告事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 子ども・子育て支援金制度の創設に伴い、「地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令」が令和8年4月1日に施行された。このことにより、東大和市国民健康保険税条例の引用条文に条ずれが生じたことから、文言整理を含め、本条例の一部を改正するものである。 (1) 主な改正内容 ① 第23条第3項第1号の規定で引用する地方税法施行規則「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改める。 ② 18歳以上被保険者に係る次の規定において、文言整理により、「国民健康保険の被保険者」を「18歳以上被保険者」に改める。 ・第10条の4の見出し並びに第23条第1項第1号オ、第2号オ及び第3号オ (2) 施行日 公布日施行							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 令和8年3月 ・子ども・子育て支援納付金課税額等に係る東大和市国民健康保険税条例の一部改正（令和8年3月26日公布） ・地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年3月31日公布） 令和8年4月 総務課において審査済み。							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、令和8年第2回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果 決定							